

明監報第4号

教育委員会定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和7年3月25日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 石 井 宏 法

同 正 木 克 幸

教育委員会定期監査の結果について

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

教育企画室

総務担当 学校管理担当 青少年教育担当

学校給食課

学校教育課

児童生徒支援課

学校その他の教育機関

あかし教育研修センター

明石商業高等学校事務局

2 監査の期間

令和6年11月21日から令和7年3月24日まで

3 監査の対象範囲

令和5年度における財務に関する事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて令和5年度以外の事務も監査の対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理事務
- (8) その他

5 監査の方法

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

なお、別途改善の検討を指示した事項^{*}については、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目について、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われたい。

(1) 小学校教師用指導書の購入事務について

教育委員会事務局学校管理担当では、教科書改訂に伴う教師用指導書の購入事務を行っており、令和6年1月に小学校教師用指導書741セット、43,998,680円分を購入した。

地方自治法第96条第1項第8号は、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をする」には事前に議決を要するものとしており、これを受けて本市では議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（以下「条例」という。）が定められている。

今回の小学校教師用指導書の購入は、条例第3条に定める予定価格4,000万円以上の動産を買入れるものとして、議会の議決を経る必要があったが、必要な議決を得ることなく購入していた。

担当課によれば、この事案の原因は、総額が4,000万円以上の購

入ではあるものの、教科書の1セット当たりの単価が2万円から10万円程度であったため、議決が必要であるとの認識をしていなかったことにあるとのことである。

今回の事例は、本市の事務執行全体に対する市民等からの信頼を大きく損なうこととなる重大な問題である。

今後、同様の事案が発生しないよう、法令遵守及び財務事務の適正な執行を徹底するとともに、教育委員会はもとより全庁的なチェック体制を確立するなど、適正な事務執行に努められたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

定期監査	予算の執行等	現金等取扱事務	収入事務	支出事務	補助金事務	契約事務	財産管理	その他	計
件 数	1	3	0	0	3	33	3	0	43

※ 上記表は、監査結果の参考として添付しています。

教育委員会行政監査の結果について

1 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(注) 準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

2 監査の期間

令和6年11月21日から令和7年3月24日まで

3 監査の対象範囲

監査事務局の実地監査時点における準公金の取扱いに関する事務の執行を対象とした。

4 監査の方法

教育委員会事務局職員が取り扱う準公金については明石市教育委員会事務局準公金取扱基準に基づいた事務が行われているか、学校教職員が取り扱う準公金については明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアル等に基づいた事務が行われているかについて、教育委員会事務局及び学校の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

5 監査の結果

教育委員会事務局及び学校で取り扱っている準公金について、総務担当2件、青少年教育担当2件、学校給食課1件、学校教育課5件、児童生徒支援課2件、明石商業高等学校事務局6件、小学校72件、中学校

48件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項[※]については、改善措置を講じられたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

行政監査	準 公 金 の 取 扱 状 況	準 公 金 の 取 扱 金 額	準 公 金 の 管 理 状 況	準 公 金 の 事 務 処 理	計
件 数	0	0	5	27	32

※ 上記表は、監査結果の参考として添付しています。

教育委員会行政監査の結果について

1 監査のテーマ

「市施設から排出されるごみ処理について」

2 監査の対象部局

教育委員会事務局

教育企画室

総務担当 学校管理担当 青少年教育担当

学校給食課

学校教育課

児童生徒支援課

学校その他の教育機関

あかし教育研修センター

明石商業高等学校事務局

明石市立小・中学校

3 監査の期間

令和6年11月21日から令和7年3月24日まで

4 監査の対象範囲

実地監査時点において、廃棄物に係る関係法令等に基づいて適正に処理されているかの観点から、市施設から排出されるごみ処理の取扱いに関する事務の執行を対象とした。

5 監査の対象事項

- (1) ごみの分別の取扱状況について
- (2) ごみの排出状況について

6 監査の方法

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関において、市施設から排出されるごみが適正に取り扱われているかについて、現場確認及び関係

職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

7 監査の結果

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、ごみ処理における取扱いの改善に向けた取組について、次のとおり要望する。

(1) 市施設から排出されるごみの取扱いについて

市庁舎から排出される産業廃棄物以外のごみ一般について、現在は収集運搬につき一般家庭と同じ取扱いがされているところ、これは特例的に認められているものであり、他の事業者においては認められないものである。

こうした取扱いについては令和7年度より見直しを行う予定であるとのことである。今後、市内事業所に対するごみの適正処理の啓発及び指導を強化していく上で必要な見直しであるといえることから、しっかりと取り組まれるよう要望する。